

社会福祉法人長野県社会福祉協議会臨時職員給与規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会臨時職員就業規則第38条の規定に基づき、臨時職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「給与」とは、賃金、通勤手当をいう。

第2章 給 与 等

(賃金の支給)

第3条 職員には正規の勤務時間による勤務の報酬として賃金を支給する。

(賃金日額)

第4条 職員の賃金日額は、会長が別に定める。

(給与の支給方法)

第5条 給与の支給方法については、会長が別に定める。

第3章 手 当

(通勤手当)

第6条 通勤手当の支給については、会長が別に定める。

第4章 雑 則

(実施規定)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。